

『中学生がスマホで詐欺被害に・・・』



通信

3月

vol.113

役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



事例①「メールをするだけで高収入」という広告に誘導され、男性と何度かやりとりをした。報酬を受け取るためにサイトの会員になってほしいと言われ、プリペイドカードを購入して2千円の入会金を払った。その後も文字化けを解除するなどの名目で何度も請求され、お年玉などから計7万円払ってしまった。

事例②アダルトサイトで20歳以上のボタンを押したら『登録完了、入会金10万円』と表示され、画面を消せなくなってしまった。「誤操作の方はこちらへ」と書かれていた電話番号に慌てて電話し、本人確認のために名前・生年月日・電話番号を伝えた。すると「間違いなく登録している、必ず払え」と脅され、言われるままに住所や親の勤務先まで教えてしまった。



【解説】

①は出会い系サイトを利用した詐欺です。SNSの友達申請、占いサイトなどから誘導される例もあります。また、時間をかけてウソの信頼関係を築かれ、心に傷を負ってしまう子もいます。

②はワンクリック詐欺です。絶対に連絡せず、画面が消えない場合はIPA（情報処理推進機構）のサイトを参照してください。個人情報伝えてしまった場合、流出を止める方法はありません。

【中学生がスマホを持つということ】

インターネットは社会に欠かせないものですが、そこには思惑や悪意が巧みに潜んでいます。

思春期の子どもは社会経験が少ないだけでなく、親に知られたくないという思いからお金を工面する方法や返金方法を自分で検索して、さらに被害に遭ってしまうケースもあります。

自転車は補助輪、泳ぎは浮き輪で安全を確保しながら始めるように、スマホにもステップが必要です。

～子どもを守るためにできること～

フィルタリング・見守りアプリを利用する

有害サイトへのアクセスを制限します。「フィルタリングを設定すると何もできなくなる」というのは誤解で、多くのサービスはカスタマイズ設定できます。どんな設定にするか親子で話し合い、成長に合わせて見直していきましょう。

利用状況を保護者が把握できる状態に

フィルタリングは便利ですが、すべての危険を遮断できるわけではありません。「子どもがスマホで何をしているのかわからない」と、子どもを守ってあげること、助けてあげることができません。

親以外にも安全な相談先があることを伝えておく

トラブルが起きた時は早い相談が解決のカギです。親にはちょっと言いづらいな・・・という時に安心して利用できる、子ども向けの相談ダイヤルの例を以下に挙げてみました。

1月相談受付状況

件数	主な相談内容
8件	出会い系サイト、不審な電話 ウイルスソフト、不審な封書 架空請求封書

☆子どものなやみごと相談ダイヤル（新潟県弁護士会）

0120-66-6310（月・木 午後4時～7時）

☆聖籠町消費生活センター（聖籠町役場）

0254-27-1958（月～金 午前9時～午後4時）

ひみつは守ります。安心して相談してくださいね。